



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省 入省案内2025

総合職事務系

大切な人と過ごす、かけがえのない日々。
何かを達成できたときの歓喜。
誰かの優しさに触れて感じる温かさ。
そんな「いつも」の暮らしを守ること。

働く場所を失ったとき。
心ない言葉を投げられ、どうしようもないほどに落ち込んだとき。
突然、不慮の事故に遭ったとき。
そんな「もしも」を支えること。

いつ起きるかわからない自然災害や感染症、
止まらない人口減少と人手不足。

変わりゆく不確かな時代に、今を生きる、
そしてこれから生まれてくる全てのひとの
「いつも」の暮らしを守り、「もしも」を支えることは、
決して簡単ではありません。

それでも、一人ひとりに寄り添い、
この国を一步でも前に進めていくことが私たちの仕事です。

そんな日々の積み重ねが、
未来につながっていると信じて。
胸がつまるほどの使命感と、冷静な思考。
「ひと、暮らし、未来のために」
次は、あなたとともに。

採用チーム一同

CONTENTS

厚生労働省のミッション

#01 この想いをかたちに ——— 3

誰もが自分らしく活躍できる社会へ	5
命を守り、暮らしを支える	7
安心をいつも、いつまでも	9
産業・雇用の両面で、この国を前に進める	11

厚生労働省のキャリアパス

#02 一步一步、積み重ねる — 13

係員	15
【特集】1年目職員の1日	16
係長級	17
課長補佐級	18
企画官・室長級	19
課長級	20
国内出向 - 他府省庁・民間企業	21
国内出向 - 地方自治体等	23
海外 - 大使館・国際機関、留学	25
【特集】キャリアパスを振り返る	27
【特集】スペシャル座談会「これからの地域共生社会を考える」	30

#03 未来を担うあなたへ

幹部職員からのメッセージ	33
ワーク・ライフ・バランス	37
採用実績Q&A	39
【特集】厚生労働省改革	40
グローバルな出向先	41
若手職員からメッセージ	43

OUR MISSION

厚生労働省のミッション

#01

この想いをかたちに

課題の多いこの国で。
かつてないスピードで、価値観が、生き方が変化していく社会の中で。

今も、これからも、一人ひとりの生活に寄り添い、支え続けるために、
我々は何を想い、何をを目指すのか。

ここでは、厚生労働省の職員が挑む4つのミッションと
それぞれの政策にかける想いをご紹介します。

誰もが自分らしく
活躍できる社会へ



命を守り、
くらしを支える



安心をいつも、
いつまでも



産業・雇用の両面で、
この国を前に進める



誰もが自分らしく活躍できる社会へ



國信 綾希 くのにぶ あき

人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室 室長補佐

平成24年入省

人材開発施策全般の企画立案や調整業務を担当。すべての人が能力を高めて適した仕事に就くことができるよう、リスクリソグ支援や「人への投資」の強化に取り組んでいる。

「人間」という存在を考えつづける

“令和の時代”の人材開発施策とは

人材開発施策は、その基本理念として、一人ひとりの職業生活を通じて「段階的かつ体系的に行われること」という考え方を有しています。この規定には、社会変化があったとしても労働市場で求められる能力・スキルは予測可能である、という暗黙の前提があったのではないかと、と思っています。

一方で、現代は、「VUCAの時代」とも表現されるように、グローバル化の進展、DX・生成系AIの普及、GXへの対応など、過去からの延長線上にはありません。企業の経営もそして労働者個々人も、予測困難かつ複雑な変化にさらされています。

当然ですが、「学び」の効果は短期間では生じません。この経済社会の変化の早さに、「段階的かつ体系的」に実施することを旨としてきた人材開発施策はどのように対応すべきか。人材開発施策は、非常にチャレンジングな時期を迎えていると感じています。

「人間」という存在を考えつづける仕事

まさに課題山積という状態ですが、ここで私が考えてみたいのは「人はなぜ学ぶのか」という問いです。とある調査では、一人ひとりの「学びたい」という気持ちは独立して存在しているわけではなく、職場などとの信頼関係があったうえで、自分自身の居場所が感じられるとともに、快適な環境が存在するときに、学びや成長の意欲が喚起されることが観察されています。

未来が見通しにくく不安が先行する現代だからこそ、人と人との良好な関係性のなかで良い学びは生まれてくるものだという認識に立って、政策の体系を捉えなおしたいと考えています。

このように、厚生労働省は、どの部署でも、その根幹に「人間」という存在を考えつづけるミッションがあると感じています。

政策の先に、
自分の大切な人がいる

来嶋 里沙 きじま りさ

社会・援護局障害保健福祉部 企画課 係長 平成30年入省

障害のある方が自らの望む地域生活を営むことができる社会の実現を目指し、障害福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策の推進、障害者制度改革の総合調整に取り組んでいる。

誰もが健康にいきいき
生活できる社会を目指して

日本の平均寿命は、男女ともに世界最高水準を達成しており、本格的に人生100年時代を迎えるようになりました。このような長寿社会にあって、「健康」の価値はますます高まっていると思います。

私は日々の業務の中で、「健康」と密接に関係している運動、食事、睡眠、禁煙などの生活習慣の改善による疾病の予防・健康づくりに携わっています。令和6年度には、国民健康づくり運動である健康日本21（第三次）を開始したところであり、わが国の健康づくりの基本的な方針を策定するとともに、自治体や企業等における地域住民や職員の健康増進のための取組を支援しております。

また最近では、医療保健分野におけるDXの取組が大きなテーマの一つであり、自らの健康情報を入手し、健康づくりに活用できるインフラ整備をはじめとして、さらなるDXの促進にも取り組んでいます。

このような新しい技術の活用のほか、自治体や企業等との連携や工夫次第で様々なアプローチができる分野です。日々やりがいを感じながら、誰もが生涯をいきいきと心豊かに過ごすことができる社会の実現を目指して挑戦しています。



山地 雄太 やまじ ゆうた

令和2年入省

健康・生活衛生局 健康課 係長

運動、食事、睡眠、禁煙、自治体検診などの生活習慣の改善による疾病の予防や、健康づくりを支援するための環境整備に取り組んでいる。

命を守り、暮らしを支える



溝江 玲奈 みぞえ れな

社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室 主査 令和2年入省

生活困窮者自立支援制度の企画・立案に従事。生活困窮者に対し、就労・家計・住まい等の支援や、他制度との連携を通じた支援など、相談者の状況に応じた支援を行うことにより自立の促進を図ることが可能となるよう、制度のあり方や他分野との連携方法等について検討。

「困りごと」を抱える方の自立に向けた一歩のために

困窮する方の自立に向けて

“生活困窮者自立支援制度”。この制度は、経済的に困窮する方に対し、生活保護に至る前の段階から自立に向けた支援を行うことで、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る制度として平成27年から開始したものです。制度の開始から10年が経過し、各自治体において地域ごとの実情に応じた支援の体制も構築され、現場では日々窓口で相談に来る方々に対して、それぞれの状況に寄り添った支援が行われています。

社会情勢に連動する支援ニーズ

そのような中、令和6年度、生活困窮者自立支援制度の見直しを行い、令和7年度から見直し後の制度が始まってい

ます。収入が減少した人が直面することの多い住まいの確保に関する問題への支援の強化や、生活に困窮した方が抱える複雑な課題への対応に向けた関係者間の連携の後押し等を内容とした見直しです。これらの見直しは、単身高齢者の増加やコロナ禍を経て見えてきた、生活に困窮した方々が抱える多様で複雑な課題に対応するために行われたものです。経済的に困窮している方・困窮に陥りそうな方は、景気の変動や社会問題等の影響をダイレクトに受けやすい傾向にあることから、これらの方々に対する支援も常にアップデートされ続ける必要があります。生活に困窮した方が抱える課題についてのアンテナを高く持ち、現場で支援に当たっている方々の声からヒントをいただきながら、1人でも多くの方が自立に向けて一歩を踏み出すことができるような支援のための枠組みのあり方を日々考えています。

感染症危機に備え、安心できる社会を



手塚 菜緒 てづか なお

健康・生活衛生局感染症対策部 感染症対策課 主査 令和3年入省

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症危機対応に備えた医療機関の負担軽減や、国民保健の向上に資する調査・研究等を促進するための感染症関連情報の活用等を目的とし、医療DXの推進に取り組んでいる。

安全で有効な医薬品を届けるために



江口 祥彦 えぐち あきひこ

平成26年入省

医薬局 総務課医薬品副作用被害対策室 室長補佐

サリドマイドやスモン等の被害者の恒久的支援、医薬品副作用被害救済制度の担当のほか、医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないよう、薬害教育等の再発防止対策の企画立案に取り組んでいる。

どんな医薬品にも必ず副作用のリスクが伴います。一方で、医薬品がなければ、病気の治療や健康維持は困難です。だからこそ、安全性と有効性のバランスが大切です。

悲しいことに、過去にはこのバランスが崩れ、サリドマイドやスモン等のいわゆる「薬害」が発生しました。医療機関や製薬会社からの副作用報告制度、副作用被害が生じた場合の救済制度など、医薬品関連の多くの規制や制度は、これらを教訓に創設されています。

他方で、希少疾病の患者さんなど、治療のために薬を待ち望む人たちもいます。海外では承認されているものの日本国内で承認に時間がかかっている「ドラッグラグ」や、日本国内で開発すらされない「ドラッグロス」を解消するため、承認の迅速化や創薬力の強化も重要な課題です。

厚生労働省前庭に建立した「誓いの碑」には、医薬品の安全性・有効性の確保に最善の努力を重ねていく決意を銘記しています。医薬品を巡る環境は日進月歩で進化を続けていますが、「安全で有効な医薬品を届ける」という原点を忘れず、課題に取り組んでいます。

安心をいつも、いつまでも



坂本 裕一 さかもと ゆういち

年金局 総務課 課長補佐（政策調整委員） 平成20年入省

5年に一度の年金制度改革に従事。働き方や勤め先にかかわらず、社会保障のメリットを受けられるような年金制度の構築や、誰もが安心して老後の生活を送ることができるよう、年金制度の所得保障機能の強化に取り組んでいる。

どんな仲間と何をしたいか

教員志望だった学生時代

中学生のときに「3年B組金八先生」というドラマを見て教師になりたいと思い、大学も教育学部に進学しました。金八先生の魅力は、常に相手の立場に立って、悩みや不安を解決していくその姿でした。その後フィールドワークなどを通じ、人が生きていく上での悩みや不安は、産まれてから亡くなるまで様々なライフステージで生じており、それを解決できるのは、社会保障制度や労働施策ではないかという想いを持つようになりました。同時に官庁訪問を通じ、一人でできる仕事には自ずと限界があり、厚労省でいきいきと働く人達と一緒にチームとして仕事をしたいと思い、今の自分がいます。就職先は「どこで働くか」ということから考えがちですが、「自分が何をしたいのか」、「どういう仲間と一緒に働きたいか」という点から考えると、案外スッキリと道が見えてくるものです。

年金制度との出会い

入省17年目にして、初めて年金制度を担当しています。年金制度は大丈夫か？という不安の声も聞きますが、実際に担当してみると、持続可能な制度となるよう様々な工夫がなされています。一方で、そうした制度の仕組みや安定性について、国民の皆様に分かりやすく伝えていく取組はまだまだ発展途上です。年金局は省内でも珍しく、「年金広報企画室」という、広報に特化した部署があります。制度をより良いものにしていくことは当然として、正しい内容をいかに分かりやすく伝えていくか、これには従来の発想にとらわれない思考が必要です。その意味で、厚労省のフィールドは、単にその分野を長く経験した人がプロという訳ではなく、いかに頭を柔らかくできるかが勝負の分かれ道です。

「安心」の基盤を未来へ繋いでいくために



岩津 花 いわつ はな

保険局 高齢者医療課 課長補佐 平成29年入省

医療保険制度のうち高齢者医療制度の企画・立案に従事。75歳以上が加入する「後期高齢者医療制度」を中心に高齢者医療の在り方の検討を通じて、医療保険制度全体の持続可能性を模索している。

くらしと仕事をつなぐ安心

社会保険の1つである雇用保険は、まず何よりも、職を失ったときの生活の拠り所として、失業リスクに備える保険です。一方で、この保険の展望を描くには、キャリア選択が多様化する中で、職業人生が、仕事の有無という二者択一で捉えられない多面性を兼ね備えつつあることにも思いを巡らす必要があります。

人によって、ライフステージに応じて、生活における仕事の位置付けや仕事への向き合い方は刻々と変化してゆきます。例えば、育児・介護のための休業や時短勤務といった家族との時間の確保、スキルアップのための講座受講や思い切った長期休暇の取得など、雇用の周りには様々なニーズが存在します。しかし、こうした自由な選択の壁となり得るのが金銭的不安です。

理想の働き方をもっと多様にデザインしたいし、それが当たり前であってほしい。そんな願いに経済的な支えを通じて応えるため、雇用のトータルサポートとしての雇用保険を進化させてゆくことで、どんなときも、くらしと仕事の関係性にゆとりと安心を提供し続けることが使命だと考えています。



大田 康裕 おおた やすひろ

職業安定局 雇用保険課 係長 令和3年入省

失業中や育児・介護休業中の方等に対して、生活・雇用の安定と就職促進のため、各種給付を支給する仕組みである雇用保険制度の企画立案に従事。共働き・子育ての推進や学び直しの支援等のための雇用保険制度の整備を進めている。

産業・雇用の両面で、この国を前に進める



水島 武大 みずしま たけひろ 政策統括官(総合政策担当)付 政策統括室 政策第二班長 令和元年入省

労働政策に関する総合的な企画立案を担当するほか、経済政策や成長戦略などの各種政府方針に関する省内のとりまとめとして、他省庁との連絡・調整を担当している。

「希望」を持って働ける社会をつくる

労働市場を取り巻く課題

日本の労働市場は、少子高齢化に伴う人手不足をはじめとして、賃金が長らく伸びてこなかったことや性別・雇用形態により処遇に差異があることなど、様々な課題に直面しています。こうした課題を解決するためには、厚生労働省が懸命に取り組むのはもちろん、他省庁と連携して効果的な対応を行うことが重要です。そのため、政策統括室では省内の労働政策のとりまとめとともに、他省庁との調整を担当しています。

現場との一体感

山積する課題への対応に当たっては、労働者や企業の「生」の声を聞く現場の力も不可欠です。そのため、厚生労働省は、全国47都道府県に労働局、ハローワーク、労働基準監督署を設けています。

私自身も福岡での研修でハローワークや監督署の業務を経験しましたが、現場を持っていることで円滑な制度運営が可能と

なり、労働市場の現状も把握しやすくなりますし、それ以上に、全国に第一線で労働者一人一人、企業一社一社のために働く同志がいるということを大変心強く感じており、仕事をする上で大きなモチベーションになっています。

日本の経済を守り、国民生活を守り抜く

現政権でも、日本の経済を守り、国民生活を守り抜くために、「全ての世代の現在や将来の賃金・所得を増やすこと」が最重要課題として掲げられています。労働政策は、単に労働者を守るだけのものではなく、今後の日本が成長できるか否かを左右する重要な政策です。

労働者・使用者とともに形づくってきた歴史ある制度を尊重しつつも、変わりゆく時代の流れを汲み、機動的な対応を行うことが我々の責務だと考えており、引き続き、多様で柔軟な働き方を希望どおりに選択でき、安心・安全に働くことができる社会づくりに邁進します。

日本、そして世界の人々が働きやすい社会へ



石野 瑠花 いしの るか 大臣官房 国際課国際労働・協力室 係員 令和4年入省

G7・G20労働雇用大臣会合、ILO理事会、IPEF(インド太平洋経済枠組み)等の労働に関する国際会議・議論に参加。労働分野を中心に厚労行政に関わる経済連携協定(EPA)の交渉を担当している。

新しい医療技術で未来を築く



嶺岸 永典 みねぎし えいすけ 医政局 研究開発政策課 課長補佐 平成26年入省

新しい医療技術や薬の開発を促進するため、医療機関や研究機関と連携し臨床試験や成果を実用化するための支援を行うほか、再生医療やゲノム医療の研究推進、先端医療技術の実用化、国民の健康を守るための政策立案を担当している。

#02

一步一步、 積み重ねる

厚生労働省で働くということ

ひとは、この国の発展の要。

ひとの命と暮らしを支える厚生労働省の要もまた、そこで働く「ひと」です。

厚生労働省の職員一人ひとりが、厚生労働省の中で、そして国内外の幅広いフィールドで、日々活躍しています。

ここでは多彩な職員の声を通して、厚生労働省でのキャリアパスをお伝えします。

あなたは、どんな未来の自分を想像しますか？

Career Stories

厚生労働省のキャリアパス

1年目～

係員

4年目～

係長級

8年目～

課長補佐級

18年目～

企画官・課室長級

部局長級など幹部クラス

行政官としての基礎を固める

- OJTで基礎スキルを習得
- 幅広い政策分野を経験



厚生労働行政について幅広く学ぶとともに、法令関係を中心に多様な業務に従事し、省の中核を担う職員として必要な資質を身につけます。

省の中核的な役割を果たす

- 課題解決の最前線
- 様々なプレイヤーの総合調整を担う
- 地方出向の場合は幹部・管理職として勤務



課題解決の最前線で制度改正等の主軸となり、組織のマネジメント役として、部局や省全体の総合調整を行う業務に携わります。

ジェネラリストかつエキスパートとして活躍

- 大局的視野で政策を立案・実施
- 高度の専門性を発揮
- 戦略的分析を行う



担当政策分野のリーダーとして組織を牽引し、豊富な経験と専門性を活かして、国の将来を見通しつつ府省横断的な見地から政策の方向性を決定します。

多様なキャリアパス

他府省庁

主に入省3年目～幹部級の職員が、厚生労働省とは異なる政策ツールを持つ府省庁において、政策立案における多角的な視点、調整能力等を養うため、様々な経験を積んでいます。



地方自治体・都道府県労働局

主に課長補佐～幹部級の職員が、全国の地方自治体・都道府県労働局で幹部・管理職のポストに就き、現場の指揮官として活躍するとともに、国と地方の橋渡し役を担っています。



海外

係長級～幹部級の職員が、在外公館や国際機関において日本政府の代表として活躍しています。また、留学制度を活用し、係長～課長補佐級の職員が世界各地で学びを深めています。



民間企業、大学・研究機関

官民交流制度を活用して民間企業で勤務する、実務者教員として大学で教鞭を執るなど、多様な舞台で多くの職員が厚生労働分野の知見を活用・発信しています。





森本 夢加 もりもと ゆめか

老健局 認知症施策・地域介護推進課 係員

令和6年入省

学生時代に目指した社会の実現のために

学生時代に、病気になった知人が、大変な状況でも周りのサポートを受けながらこれまで通り働き続けられている姿を見て、環境を変えることによって、困難を抱えている方も能力を発揮して生き生きと活動できる社会を作っていきたいと考えようになりました。環境問題にも関心があり環境省と迷いましたが、自分が公務員を目指したきっかけに立ち戻り厚生労働省への入省を決めました。

現在は、希望部署であった老健局認知症施策・地域介護推進課に所属しています。高齢者福祉・介護施策を担い、高齢化が進む状況下でも、高齢者が地域で自分らしく生活できるよう様々な施策を推進しています。高齢者へ必要な介護サービスを届けるためには、自治体や介護事業者の方々の働き方や負担を考えることも不可欠であり、行政官として考えるべきステークホルダーの幅広さを改めて感じる日々です。

大変なことも多いですが、高齢者も自分らしく暮らせる社会という理念は入省時の自分の志とも通ずるものであり、今後も施策の先にいる人々を想像しながら、思いを持って毎日の業務に取り組んでいきます。

入省後1年間の流れ

4月

入省式、省内研修、配属先決定

仕事へのイメージが全くつかず不安が大きかったのですが、周りの職員の方々が優しく迎え入れてくださり、施策の基礎からメールの書き方まで一つ一つ丁寧に業務を教えてくださいました。次第に慣れることができました。

5月

省令改正に着手

省令改正の際の資料作成から審査、決裁、入稿まで一通り行うことができ、とても学びになる経験でした。法令作業を通して法令のたった一単語の使い方によって大きく解釈が変わることを知り、責任感を持って取り組まなければならないと気が引き締まりました。



6月

初めての国会業務

初めての国会業務で慌ただしい日々でした。質問主意書など、急ぎの対応が求められる中で、必死でマニュアルを読みながら業務を進めました。

7月

合同初任者研修

地方研修では岡山県に行きました。住民を第一線で支える村役場の方々の熱意や、過疎化が進むなかでの公共サービス確保の課題に触れ、様々な視点を学ぶことができました。研修が終わってからも、自分の業務の先にいる自治体の方々のことを意識して働いています。



8月

夏季休暇

9連休をいただき、岐阜や青森に旅行したり、リフレッシュできました。



9月～10月

少し業務が落ち着く時期でした。自治体からの照会に対して過去の経緯を調べ回答する中で、制度への理解を深めることができました。

11月～12月

認知症施策推進基本計画の策定

認知症施策推進基本計画の策定に向けて、手続の一部を行ったり、議員連盟の会議に幹部と一緒に参加したりしました。認知症のご本人やご家族も含め、様々な方々の声を取り入れて計画が策定されていく過程を見ることができ、今後本計画に基づいて共生社会の実現がなされるよう自分も尽力していきたいと思いました。



1月～3月

通常国会開会

国会答弁や制度改正に向けた議論で忙しくなる時期だからこそ、自分が実現したいことを思い起こしつつ、仕事に臨みました。4月からは先輩になるので、改めて気を引き締め、業務に取り組んでいきます！



松本 伸一郎 まつもと しんいちろう

医政局 医薬産業振興・医療情報企画課 係員

令和6年入省

私が所属する通称「医産情」では、医薬品・医療機器産業の振興、最先端の医薬品・医療技術の研究開発支援、医療DXの推進に取り組んでいます。その中でも、私の所属する係は関係課室のとりまとめや省内関係部局・他府省庁との調整を行っています。医療分野の「攻め」の施策を担っていく、省内でも特色のある分野のダイナミックな動きを肌身で感じて、日々良い刺激を受けながら業務に従事しています。

9:00 登庁・メール確認

職場に着いたら、まずはメールの確認をします。自分が作業しなければならないもの、課外・課内の他の係に作業を依頼しなければならないものを整理してそれぞれ対応します。



9:00

10:30 幹部への説明の同行

上司が省内幹部への説明をする際に資料持ちや議事録作成のために同席することもあります。幹部と上司の要点を絞ったレベルの高いやりとりについていくのに必死です。



12:00

12:00 昼食

できるだけお弁当を持参していますが、他の職種も含めた同期や、課内外の先輩と省外に食事に行くことも頻繁にあります。



13:00 課内で打ち合わせ

一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられる「セルフメディケーション税制」についての打ち合わせに参加しました。1年目から政策の形成過程に参加できることに責任の大きさを感じています。



14:30 医薬品物流センター視察

医薬品の安定した供給の実現が大きな政策課題の一つとなっている中、医薬品の物流センターを視察させていただきました。最新の設備を目の前にして圧倒されるとともに、医薬品の卸売業の独特の難しさを勉強させていただきました。



18:30 審議官に確認依頼

経緯や内容の説明が必要なものは、直接伺って確認をいただきます。事前に自分でポイントを整理して、簡潔に理路整然と説明できるように努めています。



20:00

20:00 退庁

退庁する前に、翌日しなければならないことを整理して書き出すようにしています。金曜日には突発的に飲み会が開催されることもあり、そんなときは足取り軽やかに退庁します。

週末の過ごし方

ほぼ毎週末「食」でリフレッシュをしています。一人でお目当てのお店に行くこともあれば、旧知の知人や他省庁の同期との会話と食事を楽しんでいます。また、ときどき大学の部活の練習にお邪魔させていただいて、剣道の稽古に精進しています。



係員 係長 課長補佐 企画官・室長 課長



金住 由樹 かねすみ よしき

大臣官房 総務課 係長 令和元年入省

社会・援護局障害保健福祉部、雇用環境・均等局で勤務し、令和5年9月に大臣官房総務課へ異動。令和6年7月より現職。

当り前のくらしを守る、 そのために。

社会の一員として

一度きりの人生の中で、社会に何を残すことができるだろうか。漠然とそんな思いを抱いていた私は、何気なく参加した説明会で厚生労働省と出会いました。厚生労働行政はこの国の全ての人々の一生に関わる仕事です。そのインパクトの大きさと、扱う制度の先にある確かな「人」の存在に魅力を感じ、この省で働きたいと思いました。

行政官の醍醐味と責任

令和3年の夏から、女性活躍推進やハラスメント対策、不妊治療と仕事の両立支援などを担当しました。当時の総理の主導もあり、男女間賃金格差の情報公表の義務化や、不妊治療と仕事の両立支援のための助成金や企業認定制度の創設などが実現しました。案を練り、修正を経ながら関係者の合意を得て政策を形作っていく、行政官の醍醐味がそこにありました。

また、今でこそ「カスハラ」という言葉が浸透していますが、当時はまだカスタマーハラスメントは認知度が低く、対策もあまり取られていない状況でした。そうした中で、企業の人事労務担当や従業員の方の意見も伺いながら、企業向け対策マニュアルや啓発ポスターの作成も行いました。その甲斐もあって、現在では社会全体の理解や取組が進んできているように思います。今でもポスターを見かける

度、自分の仕事が目に見える形で社会に残り続けるのだという事実が身が引き締まる思いです。

政策立案と利害調整

これまでの経験を振り返って感じるのは、政策立案の内容と同じくらい、関係者との調整過程が重要だということです。関係者の立場は多種多様で、想像力を働かせながら、それぞれの立場を踏まえた調整が必要になります。誰もが100%満足できる結論に達することは難しいですが、粘り強く調整を重ね、理解と納得を得られたときの手応えが、次の目標に向かうための原動力になっています。

当り前を守るために

今、社会は急速に変化しています。先行きが不透明で、誰もが自らの生き方を模索しているこの世の中。求められる課題解決の難易度は非常に高いですが、だからこそ、厚生労働行政にはとてつもないやりがいがあります。全てはこの国の人々の生命を維持し、当り前のくらしを守り、未来を創るために。そんな使命感を胸に、この場所で、これからも立ち向かっていきたいと思っています。

係員 係長 課長補佐 企画官・室長 課長



安部 愛子 あべ あいこ

社会・援護局 保護課 課長補佐 平成20年入省

労働基準局、大臣官房（採用担当）、年金局、職業安定局のほか、米国での在外研修や内閣官房（成長戦略担当）への出向を経験。2度の産休・育休を取得しながら、雇用環境・均等局で法改正やコロナ対応をし、令和5年4月より現職。

社会の変化を作る仕事

社会を支える制度を担う

今でもよく思い出す場面があります。係員時代に自治体の生活保護の現場に同行した時のことです。退院後に一人暮らしをする予定の方のアパートの一室に生活保護、医療、介護などの支援関係者が集まり、新生活の支援について、それぞれの資源を持ちよって話し合っていました。霞ヶ関の自席からは、役所は制度ごとに議論するんだなと縦割りの問題を意識することがあったので、一人の方の支援を軸に現場はこう連携するのかと驚き、これから仕事をしていく上でこういう姿を意識していこうと思いました。

それから十数年。入省時から今に至るまで、福祉と就労など、制度を超えた連携が政策レベルでも進んできました。今私が担当している生活保護制度は、全ての社会保障制度の基盤で、教育や住宅政策などあらゆる社会政策とつながっており、幅広い関係者とやりとりしながら仕事をしています。生活保護制度は、受給される方にとってはもちろん、制度の存在自体が、社会の基盤として、私含め、社会みんなの日常を支えています。幅広い視点で、かつ現場を見失わずに、日々の仕事に取り組みたいと思っています。

社会の変化を作っていくこと

労働時間などの担当をしていた時に、働き方の問題は簡単ではなく、制度で世の中が本当に変わるのだろうかと上司に尋ねたことがあります。その際上司は、「そりゃ変わるよ、現に変わってきたよ」と。その時はあまりしっくりきませんでした。

でも今、当時と比べて、働き方、育休、保育所などの状況は確かに全然違います。私のこれまでの仕事で、この社会の変化を作ってきた部分があると実感をもって言えます。この社会の変化は、私の人生にも影響を与えています。当時の世の中だったら、今のよう子育てをしながら、仕事も密度高く楽しくやるというのは、私には難しかったと思うのです。

社会の変化、制度改正は、多くの人が関わってできていくもの。その調整を行う立場だからこそ、多くの人の働きで世の中が少しずつよい方向に動いていることが、今の私には、霞ヶ関の自席からでもよくわかります。課題に取り組み続けること。挑む課題に不足はありません。厚生労働省で一緒に働いてみませんか。

係員 係長 課長補佐 企画官・室長 課長



木村 剛一郎 きむら ごういちろう 平成17年入省

雇用環境・均等局 雇用機会均等課ハラスメント防止対策室 室長
 医薬（規制、研究開発）、福祉（児童虐待対策、介護保険）、雇用均等・非正規対策の部局などを経験。また、アメリカの公共政策大学院への留学や、内閣官房、外務省（在外公館）への出向を経験。令和6年7月より現職。

政策というバトンを次につなぐ

社会や政策課題が変わる中で、未来を見据えた政策を

私は現在、職場における女性活躍の更なる推進と、カスタマーハラスメント対策の法制化等の制度改革を担当しています。この2つの政策課題は、私が厚生労働省に入省した約20年前は、どちらもまだ法律や政策課題として存在していませんでした。この20年間で、男女の雇用機会の均等政策が更に発展し、また、セクシュアル・ハラスメント対策にはじまり、社会におけるハラスメントに対する意識の大きな変革があって、現在の法律や政策課題となっています。このように、10年、20年という単位で、社会も政策課題も大きく変化していきます。行政官にはそうした社会・時代の変化に敏感となり、今だけではなく、未来を見据えた政策を考え、実現する力が求められます。

過去からの「バトン」を未来へ

また、より良い制度・政策を作る上では、これまで積み上げてきた制度・政策の歴史や文脈を深く理解することも非常に重要です。「温故知新」、これまで先人達が何を成し遂げようと、何に苦労して今の制度を作ったのかを改め

て振り返ることで、新たに目指すべき姿が見えてくることも少なくありません。

このように、先人達が作り上げてきた制度・政策という「バトン」が今、自分に託されているわけですが、一方で、理想と思い描く政策を100%実現できるということはありません。それでも、日々、より良い制度・政策を考え抜き、関係者と粘り強く対話・調整を行うことで、一步でも二歩でも政策を前に進めていく。そうすることで、次に「バトン」を受けた職場の仲間によって、自分が担当していた時には実現できなかった理想とする制度・政策にまた一步近づくことができるのです。

タイパ・コスパの時代には時代遅れかもしれませんが、次の20、30年に向けて、懸命に政策の「バトン」をつなげる気概がある方に、是非、行政や厚生労働省の一員となってほしいと思います。

係員 係長 課長補佐 企画官・室長 課長



五百旗頭 千奈美 いおさき ちなみ 平成9年入省

労働基準局 労働関係法課 課長
 労働行政の主な本省部局とともに栃木労働局総務部長を経験。さらに外務省でILO条約の締結、内閣官房オリパラ事務局、内閣人事局に出向の経験あり。2021-2022年にハーバード大学ウェザーヘッド国際問題研究所客員研究員（研究休職）。課長級としては、最低賃金の決定、改正高齢者雇用安定法の施行、内閣人事局で中央官庁の組織・定員査定などを担当。令和6年7月より現職。

感度を高く、対話を重ね、ともに未来を拓く

求められる人材はChange Maker

VUCAの時代と言われるように、日本国内でも、グローバルでも先行きが見通せなくなっています。外的環境の急速な変化に応じて変わるところ、堅持するところ、その境がどこかの絶対的な答えはありませんが、視野を広げ、感度を高めながら、多様なステークホルダーと対話を重ね、道筋をつけていくことが求められています。

厚生労働省は、人の一生の各ライフステージに深くかわる政策分野を担当しています。現在の社会課題は難題が多く、すぐに解決できるものばかりではありませんが、アンテナを磨き、粘り強く変化を起こすことを期して仕事をやってきました。

これを読んでくれている皆さんの中に、社会課題解決の第一線でChange Maker（変化を起こす人）として尽力したいという志を持つ方がいるなら、是非、厚生労働省の門を叩いてほしいと思っています。

働き方の多様化の中で、新しいルールづくりが必要

超高齢・人口減少社会において、働き手・働き方の多様化

は労働力確保の観点から必然です。メインの働き手を正規雇用労働者、その周辺の働き手を非正規雇用労働者として分けて扱うことが効率的であった時代は終わりました。ワークスタイルの違いを超えて、人々が公平に扱われながら、能力を高め発揮できるワークルールづくりが必要です。

その過程には、立場の違いや様々な利害対立があります。どれが白黒ということではありません。それぞれの間に立って、主張・事情を翻訳したり、橋渡しをしたりしながら道筋をつけていく。ハードルを対話（ときに喧々諤々の議論）によって越えていくプロセスは、悶絶する時間もありますが、多様なステークホルダーとともに未来を拓いていく、刺激的で充実した時間だと確信しています。

振幅の大きい人生を政策に反映できる厚生労働行政

厚生労働行政は、職員自身が振幅大きく人生を満喫することが、より良い政策立案と運営に役立つ稀有な行政分野です。家庭も地域・趣味の活動も、自分の幸せや楽しみだけでなく、仕事の視座を高めアンテナ感度を磨くことにつながります。公私ともに悔いなく生ききる。そんな欲張りな思いを持つ仲間を待っています。

係員 係長 課長補佐 企画官・室長 課長



▲ 執務室にて

安里 賀奈子 あさと かなこ

こども家庭庁 成育局 成育環境課 課長 平成12年入省

児童家庭局（雇用均等・児童家庭局）、職業能力開発局、健康局（がん対策、感染症対策）、労働基準局、年金局、健康局（水道課）、多摩市健康まちづくり政策監、労働基準局（医政局併任。医師の働き方改革）、新型コロナウイルス感染症対策本部、広報室長、文部科学省男女共同参画共生社会学習・安全課長等を経て令和6年7月より現職。高1の息子と中1・小4の娘の3人の子育て中。

「こどもまんなか」な居場所をふやす

成育環境課は、こどもの居場所の担当課です。学童・児童館、子育てひろば、妊婦への伴走型相談支援、家庭支援（一時預かり、訪問型家事支援）、多様な居場所づくり、児童手当等々、私の理解では、こどもの居場所をつくる事業や、家庭の居心地をよくし家庭を居場所にする事業を所管しています。

居場所は様々な活動の中で生じ得るため、様々な行政分野・事業とつながり得ることが当課の魅力。人口構造の変化が社会を大きく変える中、居場所の不足感の高まりもあり、新しい課題との出会いが多いことも魅力です。これまでの経験や考えてきたことを総動員し、課内で議論し、外の人とも繋がり、知恵やヒントを得ながら考え続ける日々。すぐには解決できない課題と向き合う苦しさもありますが、刺激的で意義深く、チャレンジングで楽しい日々です。

職員のバックボーンが多様であること（他省庁、自治体、福祉系法人、民間企業、専門職種）や、霞が関における「働き方改革」のトップランナーを目指し、ペーパーレスやフリーアドレスを進め

ていて、きれいな職場で働けることも、こども家庭庁の魅力です。見落とされがちで後回しにされがちな「こども」に目を向け、耳を傾ける「こどもまんなか」社会の実現は、大人を含めて、誰もが互いに、相手の声を聴き、向き合い、ともに課題解決を図る社会に繋がると考えています。それは、対等な関係性と誠実なコミュニケーションが当然の土台となっている、とても健全な社会で、大人にとっても居心地がいい社会ですね。こども家庭庁の仕事は、大人のためにもなるし、もしかすると日本社会の精神性を一段引き上げちゃうものなんじゃない!?と、実は静かに熱く燃えています。

こども家庭庁の魅力を熱く語っちゃいましたが、生活や人生と密接する厚生労働行政には、こども家庭庁と同様に、燃えることのできる仕事がふんだんにあります。限りある人生を意義深く過ごしたい方、厚生労働省、おすすめです。



▲ 内閣府エントランスにて、シンボルマークと

持続可能な経済社会・社会保障の実現

池田 鎮 いけだ おさむ

内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）付 参事官（社会システム担当）付 参事官補佐 平成29年入省

子ども家庭局、老健局、保険局、職業安定局での勤務に加え、財務省主計局への出向を経験。令和6年9月より現職。

内閣府経済社会システム担当は、経済再生と財政健全化の両立を目指し、中長期的な経済財政政策の企画立案・総合調整を行い、経済・財政一体改革を推進しています。

高齢化率は継続的に上昇する一方、生産年齢人口は減少が見込まれる中で、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を目指すためには、中長期的な社会の構造変化に耐え得る社会保障を確立する必要があります。私は、社会保障の主要課題について進捗管理を行う会議を運営し、必要な政策を着実に実現するため、厚生労働省の協力も得て、各課題の工程（中期スケジュール）の具体化に取り組んでいます。

社会保障関係費は約38兆円と規模が大きく、社会保障は雇用や生活の場を創出する役割も担うため、経済財政や暮らしに大きなインパクトを与えます。省外から客観的に社会保障を見るとき、多様な関係者の納得感を得るには、根拠となるデータや施策の効果・見通しに基づく丁寧な説明と対話が肝要であると感じます。厚生労働省職員としてその一端に携わることを誇りに思いながら、一層の研鑽を積みねばと背筋が伸びる思いです。



▲ 日本生命丸の内ビルにて

政策が民間市場を形づくる

進士 順和 しんじ よしかず

日本生命保険相互会社 法人営業企画部 人的資本経営支援室 調査役 平成16年入省

福祉（生活困窮者自立支援、障害保健福祉等）、年金、公衆衛生関係の部局などを経験。さらに、内閣官房、地方自治体（熊本市）への出向経験あり。社会・援護局保護課保護事業室長、新型コロナウイルス感染症対策推進本部総括調整官を経て、令和5年8月より現職。

現在、私が出向している日本生命は、生命保険を中心に、アセットマネジメント・ヘルスケア・介護・保育等様々な安心を提供しており、その中で法人向けのヘルスケア（予防・健康づくり）商材の企画立案に携わっています。

出向を通じ、厚生労働省の政策が民間企業により創意工夫を取り込んだ形で展開されていることに気付かされます。例えば、ストレスチェックの集団分析において、ストレスの要因分析のみならず、関連するエンゲージメントや生産性（プレゼンティズム等）まで測れる民間サービスなど、企業には一粒で二度も三度も美味しい商材等が展開されています。民間サービスは日進月歩で進化しており、厚生労働省の政策に彩りと深みを与えてくれています。

一方で、ヘルスケア市場は基本的に国の政策動向に大きく影響を受けるという実態があります。国の政策に依らないニーズを受け止める市場を形成することは、民間企業にとって広報も含め相当なコストを要することもあり、発信力のある厚生労働省の政策がヘルスケア市場の形成・発展に寄与しています。

厚生労働省の政策により民間市場が形成され、発展するといった、ある種の産業政策的な側面を持っていることも厚生労働省の魅力の一つです。

キャリアパス 国内出向 | 地方自治体等



▲ ACP（人生会議）普及のためのイベントにて

永倉 真紀 ながくら まき

甲府市保健衛生部 保健衛生総室長 平成22年入省

職業安定、子育て支援、法令審査関係の部局を経験し、内閣官房へ出向。その後、雇用環境・均等局にてフリーランス支援の検討等の業務に従事。財務省への出向を経て、健康・生活衛生局にてがん・疾病対策関係の業務を経験した後、令和6年4月より現職。

地方自治体から感じる厚生労働行政の重み

国から離れて、国の仕事に関わる

私は現在、甲府市の保健衛生総室長として、地域保健や健康づくりなどの施策を担当しています。直接担当している課は3課ですが、健診などの保健予防や地域保健、食育、介護予防、健康づくりなど、思ったより分野は幅広いです。

市では、国の方針をベースにしつつ、この市ではどういう事業をしたらいいか、地域とどのように協働して取り組んだらいいかなどを柔軟に考えながら施策を検討しています。明確な課題の分析ができなかったり、庁内外の関係者が必ずしも同じ方向を向いていなかったりと、検討する上で悩むことも多いですが、厚生労働省の方針、道しるべがあることで、円滑な事業化につながっていると思います。

厚生労働省で課題となっていることは、市でも課題になっていることが多いです。というよりも、地域で問題になっているからこそ、国でも問題になっているのでしょう。例えば私の担当分野だと、特に高齢化の進行にかかわる問題は深刻です。支える側の高齢化も進んでおり、担い手不足の顕在化を日々実感しています。

果たすべき役割は何か

地方自治体に出てみて、国でも市でも、行政の仕事の本質は同じだなと感じています。それは、目の前で起こっている、あるいは将来起こるであろう問題を解決し、人の生活をより良くしていくこと。そのために、課題を拾い上げ、庁内外の関係者と丁寧に調整しつつ対策を検討し、それを実行していくことだと考えています。

とりわけ、厚生労働省の所管分野は人の生活に直結しているものばかりで、市にいても、市民の関心の高さを感じます。それゆえ、どうしたらいいか頭を抱えることも多いのですが、施策の方向性を見出し、前に進んだ実感を得たときに感じるやりがいや充実感、ほかでは得難いものだと思います。



▲ 三重県内の各ハローワークのイメージキャラクターです

一つ一つの決定の積み重ねが未来をつくる

山口 大樹 やまぐち だいき

三重労働局 職業安定部長 平成24年入省

介護、年金、労災補償の部局などを経験。内閣官房社会保障改革担当室への出向経験あり。職業安定局外国人雇用対策課を経て、令和6年9月より現職。



▲ 同僚と、杉並区のキャラクター「なみすけ&なみー」

現場での経験を踏まえ、支える人々にも思いを巡らせる。

鈴 健太郎 すず けんたろう

大臣官房 人事課 (杉並福祉事務所荻窪事務所に研修中) 令和3年入省

老健局高齢者支援課で勤務し、特別養護老人ホームに関する事項のほか、介護保険・高齢者福祉分野の業務に携わる。その後、政策統括官（総合政策担当）において、社会保障教育の推進や、地方分権政策の省内とりまとめ等の業務を経験し、令和6年7月より杉並区に研修派遣。

私は、三重県内に9つあるハローワークの運営を担当しています。ハローワークは、人手不足の中小企業を中心に多くの求人を受け付けており、求職者に対して、職業相談・職業紹介、失業給付、職業訓練などのサービスを一体的に提供する雇用のセーフティネットの中心的役割を担う国の機関です。

国の地方機関は、本省の指示の下、業務を画一的に遂行しているというイメージをお持ちの方がいらっしゃるかもしれませんが、もちろん全国同じようにやるべき事務も多いのですが、どこに重点を置いて施策展開をするかについては、地方機関に相当の裁量があります。

とりわけ、職業安定行政は、地域の産業政策と密接な関係にあり、日々、三重県の自治体や経営者団体、労働団体など、各界のリーダーの皆様と意見交換をしながら施策を進めています。地域の皆様の期待の大きさとともに、労働局として成果を出さなければいけないという責任に向き合う毎日です。

今、私が思うのは、現場の状況をよく把握して、効果的に機能する施策づくりに貢献したいということです。その積み重ねが、未来に希望を持てる社会をつくることにつながると思いながら、日々の仕事に全力を尽くしています。

私は今、杉並区の福祉事務所で、生活保護のケースワーカーとして勤務しています。最低生活を保障するための経済的な援助だけでなく、受給者の自立を目指すことも、生活保護制度の目的の一つです。ここでいう自立とは、経済的自立だけでなく、日常生活や社会生活における自立なども含まれます。担当している受給者の経歴や置かれている状況がそれぞれ異なる中で、それぞれの自立のために、どのような支援が必要になるのか、頭を悩ませながらもやりがいを感じて仕事をしています。

現場での業務を通して、厚生労働省の取組や制度が、様々な場面で人々の生活に関わり、時に支えていることを実感しています。一方で、ただ制度があるだけでは意味がなく、それを支える人がいることで初めて制度として機能するということも、おぼろげながら感じるようになりました。

国に戻り制度設計に携わる際には、制度を支える人々にも思いを巡らせつつ、うまく現場で機能し、最終的には制度利用者の生活向上に資する仕事をしたいと思うとともに、そのような仕事をする立場に、より一層の責任を感じ身が引き締まる思いです。



▲ 国際カンファレンスで各国アタッシュとともに労働政策について話す筆者

伏木 崇人 ふしき たかひと

在アメリカ合衆国日本国大使館 一等書記官 平成19年入省

本省では雇用保険制度、障害者福祉制度の政策立案等に従事するほか、財務省での海外制度調査、内閣官房でのマイナンバー制度改正、地方自治体（大船渡市）での福祉部門責任者として出向も幅広く経験。令和5年7月より現職。

アメリカにて思う厚生労働行政のやりがい

米国にて

昨年夏から、在米国大使館で主として労働分野を担当する外交官として勤務しています。コロナ禍からの回復期を経て力強く賃上げ・経済成長を続ける米国ではありますが、二大政党制の元で政権交代も頻繁に起こる中、連邦レベルで制度的に担保されている部分は多くありません。連邦最低賃金は長らく時給7.25ドルのままで、育児休業は12週間の無給休暇に止まります。一方で、州ごとに見れば先進的な政策が実施されていたり、労使交渉によって大幅な賃上げや労働条件の改善を勝ち取るケースもあり、連邦政府レベルに止まらず多様な動きから得られる知見や視座は示唆に富んでいます。

また、国際的サプライチェーンでの人権確保、フリーランス保護といった新しい課題に対しては互いにアプローチが参考になる部分もあり、こうした点も含めて、米国政府関係者、有識者、各国アタッシュと意見交換するなど刺激的な日々を過ごしています。

幅広い経験を経て思う厚生労働行政のやりがい

米国赴任前、新型コロナ禍の休業要請によりあらゆる働き方が人が影響を受けるという前例のない状況下で、従来の雇用保険制度では救いきれない方に向けて新しい制度を立法・施行しました。極めて短期間での難しいプロジェクトでしたが、財政当局や労使団体との折衝、現場運用も考えた制度設計・システム開発には、恵まれたチームメンバーに加え、これまでの財政当局、現場自治体、基盤システムであるマイナンバー制度の担当といった幅広い出向経験をフルに活かすことができた実感がありました。

入省以来17年を経た今、改めて、人々の生活に思いを巡らし、国のレベルで政策を考え、制度・予算として形にし、現場に届けることまでできるのは、やはり厚生労働省において他にないと感じています。意欲ある皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。



▲ 世界保健機関（WHO）の前で

外交官として、人間として

渡邊 智之 わたなべ ともゆき

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 一等書記官 平成23年入省

介護保険、企業年金、外国人雇用、介護人材確保対策などに従事したほか、米国ミシガン大学に留学。新型コロナウイルス対策推進本部では、コロナ治療薬の確保や5類感染症への移行を経験。令和6年8月より現職。



▲ 学期末のパーティーにてコースメートと

海外から見てきた厚生労働行政

梅原 鈴奈 うめはら すずな

University of Oxford/ Master of Public Policy (オックスフォード大学・公共政策専攻) 令和元年入省

子ども家庭局（総務課・母子保健課）、大臣官房総務課・人事課、医政局（医療経営支援課・総務課・地域医療計画課）を経て、令和6年9月より英国オックスフォード大学に留学中。

スイス・ジュネーブで主に世界保健機関（WHO）の担当として、日本政府との間の連絡調整、国際会議への出席、情報収集などを行っています。

国際保健外交のトピックは多岐に渡りますが、例えばいわゆる「パンデミック条約」の政府間交渉では、コロナ禍で各国が経験したことを、人類共通の教訓として言語化し、次のパンデミックの予防・備え・対応の強化に繋げることができるかが問われています。技術的な内容は勿論、政策的・政治的なレベルでの意思決定も求められます。

交渉の場では、日本の行政官であれば当然と思っていた考え方が、他の国から全く理解されないことも珍しくありません。また、保健課題は紛争や戦争、貧困などとも密接に関わっているため、国際政治を意識せずに取り組むこともできません。新型コロナウイルスに関わった経験は確かな道しるべになりますが、一人の外交官として相対するにはあまりに広大、複雑、深淵で、圧倒される毎日です。また、関係者との公式・非公式の場を通じた信頼構築が求められ、一人の人間としての振るまいが試される場でもあります。

令和7年、世界はますます不確実で不安定になりつつあります。一人ひとりの人間の健康と未来をどのように守るのか、日本がどのように貢献できるのかを考えています。

人々が安心して生きていくことができる社会を支えるために、政策立案者として何ができるのか。これまで医療や福祉に関する制度改正を担当する中で何度も直面してきた問いです。

世界的にも特に深刻な少子高齢化と向き合う日本社会が抱える課題は多様化・複合化するばかりで、決して簡単に解が見つかるものではありません。だからこそ、柔軟かつ迅速にこうした課題に対応するためにより多角的に政策立案と向き合いたいと考え、現在、英国・オックスフォード大学の公共政策修士コースで学んでいます。

世界中から集まった仲間と共に多様な政策課題について学ぶ日々を通じて感じるのは、様々な行政分野の中でも、厚生労働行政は医療・福祉・年金・労働など人々の生活に密着した社会の基礎を支えるために不可欠な政策を担っているということです。

また、各国の行政関係者と議論を交わす中で、より良い社会の実現のために様々な課題と向き合うという行政の仕事の奥深さと重要性を改めて実感しています。日本の厚生労働行政に携わる者として、各国の例や最新の研究結果から多くのことを学び、さらに政策立案スキルを磨いて、厚生労働省に持ち帰りたいと考えています。



倉吉 紘子 くらよし ひろこ

雇用環境・均等局 総務課 企画官

平成16年入省

社会保障分野も労働分野も、国の将来を背負う重要な政策ですが、マクロの視点のみならず、一人ひとりに寄り添うミクロの発想も求められる一こうしたダイナミックでユニークな面に惹かれ、厚生労働省を志望しました。

さて、仕事には終わりがありますが、身につけたことは一生自分のものになります。80歳、90歳で人生を振り返ったとき、あなたは自分を誇らしく思うでしょうか。私はまだ半分の地点ですが、1億2000万人の暮らしを支える大きな枠組みの舵取りをする経験は、着実に自身の基盤となり誇りに通ずると、心からお伝えします。

- 2004 労働基準局勤労者生活部 企画課 係員
- 2005 労働基準局勤労者生活部 勤労者生活課 係員
- 2006 医薬食品局 血液対策課 主査
- 2008 内閣官房 副長官補付 主査
- 2010 政策統括官付 社会保障担当参事官室 係長
- 2011 長女出産
- 2011 米国ワシントン大学留学

0歳児を連れて留学(University of Washington School of Law)

家庭と仕事とどちらかを選ぶのかは、時としてとても難しいです。留学が決まった際、同じく厚労省に勤める夫は育児休暇を取ることを快諾してくれ、キャリアを中断することなく、0歳の娘を連れて留学しました。図書館に籠もり論文を読む日々の合間に、アメリカの医療や保育の現場を体感し、幅広い経験ができました。学生寮のママ・パパ友との交流は今も継続し、留学を諦めず良かったと思っています。

- 2013 社会・援護局 援護課 課長補佐
- 2015 長男出産、育児休暇(1年)
- 2016 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 水道課 課長補佐

17年ぶりの法改正

水道をひねれば、飲み水が出てくることは当たり前。しかし、全国約74万kmにも及ぶ水道管は老朽化が進み、人口減少や深刻化する人材不足等の課題もあり、将来も変わらず維持できるのか大きな問題となっていました。きれいな水を日々届けることは水道事業者のミッション。では、国家公務員である私にしかできない役割は何か。水道事業を担う全国の自治体の方々や産業界、有識者と何度も意見を交わしながら、水道の基盤を強化するための法改正を行いました。

- 2018 多摩市役所 健康まちづくり政策監

まちぐるみで健康まちづくり

市長の特別秘書として、「健康まちづくり」の全庁的な推進役を担いました。健康も幸せも、自分で選び、意識し、行動することで獲得できるもの。人々の興味・関心を捉えて動かかけることが大切ですが、何に興味があるかは人それぞれ。このため、市民・NPO・団体・事業者・大学等、多くの人を巻き込み、健康無関心層を含む市民の健康づくり(介護予防)・社会参加や、支援が必要高齢者や障害者などの横断的な相談・支援体制の構築に取り組みしました。

- 2021 社会保険診療報酬支払基金 経営企画部長
- 2023 雇用環境・均等局 総務課 企画官

女性のための施策? いいえ、もっと広い

日本のジェンダーギャップ指数は146か国中118位。女性活躍は道半ば、雇用環境・均等局の企画官として、育児・介護休業法の改正に続き、女性活躍推進法などの法律について改正の検討を進めています。一見すると女性のためだけの改正に思われるかもしれませんが、その検討内容には、カスタマーハラスメントなどのハラスメント対策が含まれており、局のどの施策も、目指すところは性別や働き方にかかわらず能力を発揮できる社会です。

現ポストでは海外出張も多く、スイスのジュネーブで行われた先の国連・女子差別撤廃委員会では日本政府を代表し、男女間賃金格差解消の取組などを答弁しました。



田中 広秋 たなか ひろあき

医政局 医薬産業振興・医療情報企画課 統括調整官

平成19年入省

約20年前に厚生労働省の門を叩くと決めた時、漠然と「人の生活に密着した仕事」というイメージが魅力的だったことを覚えています。ただ、今、振り返ってみて、当時の自分は、その意味をよく理解していなかったと思っています。

15年前、ハローワークの窓口で、家族を抱えながら職を失ってしまった人に対応しました。その切実な状況を聞いて、自分の家族の姿を重ね、「何とかしなくては」と強く思ったことを覚えています。「人の生活に密着した仕事」というのは、常に「自分の家族や友人のための仕事」になります。だからこそ、やりがいがない仕事なのだと思います。

- 2007 健康局 結核感染症課 係員
- 2010 年金局 年金課 係長
- 2012 職業安定局 総務課 係長

「雇用対策」に触れて

入省当時は、障害者福祉や年金制度など、比較的「厚生系」の分野への興味が強かったのですが、このとき初めて労働分野の仕事に触れました。職業安定行政の様々な制度を学び、ハローワークの現場に出る機会をもらい、労働行政が、文字通り「人の生活を支えるもの」であることを学びました。

ちょうど子どもが生まれたのも、この頃で、自分の仕事がいかに重要かを改めて認識した時期でもあったと思います。

- 2014 年金局 年金課 課長補佐
- 2015 保険局 医療介護連携政策課 課長補佐

高齢者のケアのために

当時、高齢者が長期で療養する病床の受け皿になる「新たな介護施設」の設計を担当することになりました。ちょうどその時、祖父が療養病床で他界して、高齢者ケアの質を高めることの意義を強く意識しました。財源の問題が絡み、多くの関係者との調整が必要になる中で「高齢者ケアの質を高めること」(身体拘束がないケア)を目指し、3つ目の介護施設の類型である「介護医療院」を打ち出しました。この改正には色々な意見が寄せられましたが、私としては今でも当時と同じ判断をしたと思います。

- 2017 職業安定局 雇用保険課 課長補佐

- 2019 大臣官房 情報化担当参事官室 課長補佐

医療IDを創る

日本には多くの病院や診療所があり、医療へのアクセスがとても良いです。皆さんにとっては普通のことかもしれませんが、外国に住むとその凄さがわかります。しかし、その代償として、いくつかの問題も発生します。その1つが、医療データの散在です。

当時の自分に与えられたミッションは「散在する個人の医療データを連結解析できるよう、医療データの連結子を創れ」でした。チームで議論を重ね、被保険者番号の履歴から、一意の連結子を振り出すシステムに行きつきます。今では、そのシステムが実際に構築され、「ID5」と呼ばれています。

- 2020 在英国日本国大使館 一等書記官

イギリスから日本を見て

ちょうどコロナ禍でしたが、イギリスの日本大使館で、外交官として働く機会をいただきました。コロナの激動の中で、イギリスの厚生分野、保健分野の代表として、多くの人と話をする機会を得ました。

何よりの学びは「日本に欠けていること」を知れたこと。内務が中心の厚生労働省にありながら、これからは、海外とコミュニケーションを取らなければ、行政はできない、と感じました。

- 2023 雇用環境・均等局 総務課 課長補佐(政策調整委員)
- 2024 医政局 医薬産業振興・医療情報企画課 統括調整官



新堀 徳明 にいほり のりあき

大臣官房 総務課 課長補佐(政策調整委員(総括))

(平成20年入省)

国民のくらし・命を守る仕事に就きたいと思い、厚労省に入省しました。医療・福祉・労働などいずれの分野も国民の生活に密接に関わっており、制度一つを変えることが大きな影響を及ぼします。だからこそ、国民の皆様をはじめ様々な関係者等のご意見を丁寧に伺い、現場を見て、国民目線の施策を考えることが重要だと日々肝に銘じて仕事をしています。また、他省庁、市役所・県庁も含めて様々な経験をし、各役割を踏まえた俯瞰的な視野を得る中で、厚生労働省は、法令等を通じて今そして未来の我が国の社会保障・労働政策の舵取りを担うことができる職場であると改めて感じています。

2008 健康局 総務課 係員

2009 厚生労働省新型インフルエンザ対策本部 係員

2011 所沢市役所 福祉部 障害福祉課

2012 職業安定局 外国人雇用対策課 係長

2013 内閣府 経済財政運営担当付
参事官(産業雇用担当)付 主査
／職業安定局 雇用保険課 係長

何度でもチャレンジできる社会

何度でもチャレンジし、活躍できる社会を作るため、総理直轄の「若者・女性活躍推進フォーラム」を内閣府が開催することになりました。当会議の運営事務局に Outreach し、若者・女性活躍に向け、各省 Outreach とともに提言の取りまとめに従事。厚生労働省帰任後、提言内の施策を実行するため、中長期的なキャリア形成を支援するための専門実践教育訓練給付金の創設、育児休業給付率の67%への引上げに向けた雇用保険法の改正を行ったほか、その施行のための政省令改正等にも携わりました。

2014 健康局 総務課 係長

2015 政策統括官付 労政担当参事官室 室長補佐

2016 大臣官房 人事課 政務官秘書官事務取扱

厚生労働省全体を俯瞰する

厚生労働大臣政務官の事務秘書官に着任しました。重要施策の判断、国会答弁、各種行事への出席等の公務活動を支えることが事務秘書官のミッションです。日々省内で議論・検討されている様々な事案に対する説明を受け、改めて厚労行政の施策の広さを実感するとともに、国民から選ばれた政治家である政務官と日々接する中で、専門的な施策をどうわかりやすく説明するか、常に意識し対応する姿勢が身につきました。

2017 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室 室長補佐

2018 愛媛県庁経済労働部 労政雇用課 課長

国の労働施策と県の労働施策

労働部門の担当課長として、県内の労働施策の企画・立案、議会での答弁、課内の人事管理などを行いました。国(厚生労働省)の地方組織である労働局は、本省の指示等を踏まえながら、地域の雇用失業情勢の把握や就職支援、労働基準監督などの実務を行っています。他方、県では県立職業訓練校での訓練やリターン就職支援等、県内ニーズを踏まえた施策を実施しています。在任中、県内の若年技能者の能力開発や技能尊重機運の醸成に向け、中四国開催初の若年者ものづくり競技大会を誘致しました。

2021 健康局 健康課 課長補佐

／厚生労働省新型コロナウイルス対策本部 課長補佐

官民一体となってウイルスと戦う

新型コロナウイルスが猛威をふるい、変異株が発生する中、流入を遅らせ、国内の医療・保健体制を整えるため水際対策が必要でした。入国者の方々には自宅待機と健康確認アプリ「MySOS」を通じた、健康状態の報告、ビデオ通話での在宅確認等をお願いしました。アプリ開発・運用の際には、法令の範囲の中でシステム上どういった対応ができるか日々議論・検討しながら対応していくことが必要でした。限られた時間の中で、「ウイルス」に対して官民一体となって協働して取り組んだ貴重な経験です。

2022 人材開発統括官付

人材開発総務担当参事官室 室長補佐(政策調整委員)

2023 職業安定局 総務課 課長補佐(政策調整委員)

2024 大臣官房 総務課 課長補佐(政策調整委員(総括))

スペシャル座談会

これからの地域共生社会を考える



楊井 千晶 やない ちあき

大臣官房 人事課 調査官

(平成19年入省)

年金、医療保険、少子化対策、ひとり親家庭支援、生活衛生、医薬品行政等を担当。途中、大臣政務官秘書官や松戸市役所への出向も経験。令和6年7月から現職。

南 孝徳 みなみ たかのり

社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長／地域共生社会推進室長

(平成16年入省)

入省後は、介護保険、障害者福祉・障害者雇用に関する制度改正等を担当。その後、財務省主税局、地方自治体(京都府)への出向、新型コロナウイルス感染症対策本部総括調整官、厚生労働大臣秘書官等を経て、令和6年10月より現職。

水野 嘉郎 みずの よしろう

大臣官房 厚生科学課 災害等危機管理対策室長

(平成17年入省)

入省3年目で新潟県上越市に出向し、生活保護のケースワーカー等を経験。その後、介護保険、食品安全、水道、子育て支援や労働者協同組合などを担当。令和6年7月から現職。

地域共生社会とは？

南: 地域共生社会とは、すぐくざっくり言うと、高齢者も障害者も生活にお困りの方も、地域のいろんな人が支えられるだけでなく支える側にもなって、役割を持って活躍できる社会のことです。高齢化や世帯の単身化が進み、地縁・血縁といった繋がりの弱体化等により、課題が複雑、かつ複合的になっていて、高齢者福祉や障害者福祉といった既存の個別制度ではカバーしきれなくなっている中で、その対応として地域共生社会の実現が必

要であり、法整備などの取組を進めてきています。

水野: 地域共生社会の実現のための一つのアプローチとして、働くことを通じた社会参画も重要な視点ですね。私は以前、「労働者協同組合」っていう、働く人がお金を出し合って話し合いながら運営し共に働くという新しい法人制度の担当室長をしていたのですが、立ち上げの時期だったので全国各地に制度をPRして回っていました。例えば島根県の雲南市では、草刈りや除雪の支援や、見守りも兼ねた水道検針事業、学童クラブの運営等を担っ

ていた地域自主組織が、任意団体だったことによる事業の制約といった問題を抱えていたのですが、労働者協同組合に移行したことで現在活動を広げています。労働者協同組合のような地域づくりを担う法人制度の活用を進めていくことも、地域共生社会づくりに繋がると思います。

楊井: 私は千葉県松戸市に2021年から2年間、福祉長寿部長として出向していました。松戸市は都心に近いですが、坂が多く、公共交通機関が不足している地域もあり、そういった地域では高齢者の方が移動に苦慮されていました。このため、千葉大学等とも連携してグリーンスローモビリティという、低速の電気自動車を利用した移動サービスを地域に導入しました。車は市で購入しましたが、運営方法は地域主体で考えてもらう形にして、高齢者の方にも自ら運転していただいたら、大変好評でした。「地域の人が運営しているなら乗ってみようかな」と外出する人も増え、子どもたちのクリスマスイベントでも使われるなど、地域のコミュニケーションが活発になりました。少しでも地域に出かけようと思えるようなきっかけを作る、高齢者と子どもたちがふれあう機会を作るといったことが今求められているのだなと思いました。



南: 楊井さんが言われたことは大事ですね。地域共生という観点でいうと、支えられる側にもなるけど地域で支え手にもなるということ、居場所があって役割があるということは大事で、そうやって人が繋がることで生活の変化に周りの人が気付けるし、それによって福祉の専門的な支援に繋ぐことができたらいいですよね。私は生活困窮者自立支援制度という、生活にお困りの方の相談を受け止め、必要な支援につなぐという制度も担当していますが、これはリーマンショック後に

作った新しい制度で、「制度の狭間を埋める」という発想があります。それまでは高齢とか障害とか子どもとか、属性に応じて福祉制度が整備されてきましたが、生活に困窮される方ってその要因が多様で複雑なので、属性ではなくその人の状況に応じて支援できる制度を作りました。幅広い人を受け止める制度であるだけに、その人にあった支援策を見つけるのは簡単ではないのですが、人の繋がりといった地域の資源を活用することは有効で、生活困窮者の支援と地域共生社会づくりの繋がりは非常に強いなと思っています。

水野: 私自身、介護保険制度も子育て支援制度も担当していましたが、やっぱり個別に制度はありますけど、結局「人が主役」なので、地域の中でどう人々の生活を支えていくかです。そういう意味では、今後、厚労行政の中でも地域づくりの視点は大事だと感じますね。

これからの地域共生社会について

南: 地域共生社会づくりを進めていくにあたって、先進的な事例を国として紹介することも多いのですが、地域によって人口構成も違うし地理的な条件も違う中で、他の自治体の成功事例を形だけ真似するというのでは持続可能性がなくて、むしろそこに至るまでの過程を地域ごとに踏んでもらうことが大事だと思っています。そのことをどのように制度的に位置付けていくか、どのように国として支援していくのか、というのがこれからの課題かなと。

楊井: 地域が自分たちで動かないと、地域に合う仕組みにはならないということは松戸市でも痛感しました。これからの課題という話だと、松戸市では、交通という、従来の福祉政策の分野とは異なるところからのアプローチをしましたが、交通政策の部署とも一緒になって取り組むことで成果を出すことができました。でも、自治体レベルで他分野と繋がろうと思っても、国レベルで繋がっていないと、国からの予算が違ったり、そういった話になってしまうので、国レベルでの連携も大事だなと思いました。

南: その点については、近年住まい支援のニーズが生活に困窮する方を始めとする支援を必要とする方の中で高まっていて、昨年法改正をして住まいに関する困りごとの相談体制の整備とか、見守り支援の強化のための対応を行いました。これは厚労省だけではできないことで、関連する国交省の法律を同時に改正して、住宅政策と福祉政策の連携を強化することにしました。現在まさに具体的な方針を国交省と共同で準備しています。

これまでの振り返って

水野: 私はもともと福祉をやりたいくて厚生労働省に入省して、入省3年目には自治体に出向して生活保護のケースワーカーとして福祉の最前線を経験しました。それ以来、いわゆる厚生行政の分野が長かったのですが、労働者協同組合の担当室長になって「働く」ことのもたらす意義についても強く感じました。幅広い現場があって、広い視野で仕事ができるのは厚生労働省ならではの道だと思います。



南: 私も福祉に関心があって大学時代は障害児の施設でボランティアをしていたのですが、この子たちが安心して地域や社会で暮らせるように、制度とか社会の仕組みから変えていくことが必要だなと思ってこの仕事を選びました。入省後に障害福祉政策の見直しとかに関わる機会もあって、自分が携わった制度が実際に全国で実施されているのを見ると、やっぱり厚労省の仕事は社会を変える仕事ですし、当時の選択は正しかったなと思います。

楊井: 私は学生時代に「何の仕事をしようかな」と思ったときに、「何の仕事をしようかな」と思っている自分が非常に恵まれていると思いました。病気を抱えていたり、経済的に困窮していたり、仕事を選びたくても選べない方もいる中で、選択できることは幸せだと思いました。そこで、より多くの方が自らの将来を選択できる社会を作りたいと思い、一人ひとりの生活に密着した厚生労働省に入省しました。年金や医療保険、医薬品、少子化対策など

様々な分野を経験してきましたが、どの仕事も人々の生活に直結し、全国民が期待し、必要としている仕事であり、この仕事を選んで後悔したことは一度もないです。

学生へのメッセージ

水野: 厚労行政は生活に密着した行政とはよく言われますが、自分自身が働きながら思うことや、ライフステージに応じて感じたこと、そういう気付きを自分の仕事の中で機会を見つけてチャレンジできるっていうのはとてもやりがいがあるし、面白いんじゃないかなと思います。そして幅広い現場があって、現場でチャレンジされている人から学びやエネルギーも得られて、楽しく仕事できています。もう1回就職活動しても、私は厚労省を選びたいと思いますね。

楊井: 取り組むべき課題は多いですが、それだけ果たすべき役割は大きいです。真面目で思いを持った職員が多く、一度しかない人生をかけるにはとても良い職場だと思っています。志あるみなさんと一緒に働けることを楽しみにしています。

南: 今後も人口減少や高齢化、人手不足が進むことを考えたときに、厚労省はこれらの全ての課題に向かい合い、難しい舵取りを担う役所だと思います。誰かがやらなければならない仕事で、この国に暮らす全ての人の生活に直結する仕事。そこに挑戦したい、貢献したいという方にぜひ来てほしいなと思います。





「共感と納得を目指して」 ～飽きずに諦めずに～

岡本 利久 おかもと としひさ

審議官（社会、援護、地域共生・自殺対策、
人道調査、福祉連携、アルコール健康障害対策担当）

平成7年入省

省内で介護、医療、子育て支援、年金、医薬品副作用被害対策、生活保護など社会保障全般を経験するとともに、戦没者の慰霊・遺族の援護を担当。大蔵省、在フランス日本国大使館、内閣官房、内閣府、総理官邸にも出向。令和6年7月より現職。

厚生労働行政官としての想い

私は厚生労働行政の特色は以下の三つだと考えています。

- ①国民一人ひとりの生活に深くかかわる
（人の立場で考えられる想像力が必要）
- ②日本の経済・財政・社会に占める大きなウエイト
（柔軟で広い視野が求められる）
- ③給付は負担を伴う
（必要性について共感と納得を得るための説明と対話が大事）

医療を例にとりましょう。命や健康は個々人にとってかけがえないものですが、皆さんやご家族が病気やけがをしたとき、今の日本では必要な治療やケアをわずかな負担で受けることができます。他方、日本全体で見ると、高齢化が進む中で医療費は年間40兆円を上回り、医療現場では数百万人の方が日々尽力されています。そしてこうした医療費の多くは公的医療保険制度により賄われています。民間保険への加入は任意で、保険料はリスクに応じて設定されます（医療費がかかる人ほど保険料は高くなる）が、公的保険への加入は強制で、保険料は所得に応じて設定されます。このように「給付は必要に応じて、負担は能力に応じて」行うことが法律で義務付けられていますが、こうした義務付けは、その前提として「医療は疾病リスクや所得の

多寡にかかわらず全ての人に保障されるべきだ」との考え方が共有されなければ、理解は得られません。皆さんやご家族が医療を受けるとき、その費用が皆さんが会ったこともない多くの人の負担で支えられている、つまりは、社会が存在するからこの仕組みが機能することを実感しながら、この仕組みを皆で守っていくことの大切さをより多くの方に共感し納得していただけるよう、説明と対話を重ねていかなければなりません。

このように、国民一人ひとりの生活に思いを馳せながら、それを日々支える社会システムのあり方について現場を担う人とともに考え、必要な負担も含めて国民の共感・納得を得ながら維持、発展させていく。変化がすぐに実感できることは少ないかもしれませんが、例えば入省当初に大量の条文のとりまとめに格闘した介護保険制度を通じて、今や街中を介護サービスの送迎車が行き交い、身近な知り合いが介護サービスを利用しているのを見聞きし、そうした中で自分の仕事の意義を確認します。人口減少や技術の進歩、家族の有り様などが大きく変化していく中で、これからも、困ったときには誰かが側にいることを感じられる社会の実現を目指して、飽きずに、そして諦めずに取り組んでいきたいと思っています。

わたしにとって厚生労働省とは

「めぐり合わせに感謝」

学び舎を巣立って30年。知らず知らず遠くまでくる間に、自分が全く知らないことを含め様々な社会的課題の解決に向けて、共に語り合い力を尽くしつつ、私の足らざるところを鍛えて下さった多くの人と出会う機会をいただいたことに率直に感謝します。入省直前に故郷の神戸で地震がありましたが、何の役にも立てず悔しい思いをしました。入省後、少子高齢化に伴い社会保障の規模は倍増し、厚生省と労働省が一緒になる中で、官邸勤務を含め幅広い経験を重ねてから、新型コロナウイルス対策という大きな危機管理に最初から最後まで従事することになりました。新たな事態が次々に生じる中で、これまでの知見、人脈、経験を活かすとともに、老若、官民を問わず多くの方と力を合わせ、全力を尽くして取り組みました。これからも、厚生労働省が、何か支えを必要としている人や、そうした人や社会のために尽くしたいと考えている人にとって、その思いの実現に向けためぐり合いを期待できる、頼りにされるプラットフォームであり続けられるように努力したいと思っています。

パンフレットを手にとっているあなたへ

「ともに闘う仲間になってくれませんか」

「早く行きたければ一人で進め。遠くまで行きたければ、みんなで進め。」という言葉があります。厚生労働省が取り組む社会的課題の解決は、一人でもできるものでも、すぐに手応えが得られるものでもありませんが、この国を豊かでより良いものにしていくために欠かせない仕事であり、厚生労働省はそれをど真ん中で担う組織です。国民や現場からの期待が大きい分ときには厳しい批判を受けることもあります。評論家ではなく、当事者として権限を行使する責任を自覚しながら、様々な意見に耳を傾け、期待に応える。「人のために役立ちたい」という素直な思いを持った人に是非この公務員という世界を目指し、ともに闘う仲間になっていただくことを切望します。



より良い人生を実現する仕事

堀井 奈津子 ほりい なつこ

人材開発統括官

平成2年入省

地方勤務は広島県、岡山県、千葉労働局、愛知県（副知事）。他省庁出向は総理府（現内閣府）、消費者庁、財務省。雇用環境・均等局長を経て2024（令和6）年7月から現職。

厚生労働行政官としての想い

1990年の私の入省後、という時間軸でみても、社会も役所も大きく変わりました。社会の変化に応じてあるいはその変化を見越して、政策を企画立案し実行していくことが我々の仕事ですが、これまでも振り返って特に印象に残っていることをご紹介しますと思います。

これからの「当たり前」をつくる仕事

性別を理由として職場で差別されない、男女ともに仕事と育児・介護等の両立をしながら働くことができる、パワハラなどのハラスメントがあってはならない……いずれも今私たちが働く上で当たり前求められることです。ですが私が課長補佐で担当していたときの男性の育休取得率はわずか0.33%（現在は30.1%。これでも低いですが……）、さらに「男性にも育休取らせないとイケないんですか。それって1日でもいいんですか？」と聞かれたこともありました。パワーハラスメントも、予防や発生時の対策を講じる事業主の義務の法制化を検討した際には、必ずしも賛成の声ばかりではなく様々な意見、議論がありました。現状を見据えつつも法制度を整備し周知啓発を重ねることで、「こうなってほしい」と昔思ったことが今の普通や当たり前となっていくのだということを実感しています。

わたしにとって厚生労働省とは

知識（担務に関してのみならず様々なことを学ぶ機会等）、経験（様々なポストや他省庁や自治体、外国等での勤務）、人脈（関連分野の第一人者の方々、現場の方々等との交流）等多くのものを与え成長させてくれたこの職場を選んだことに全く後悔はありません。特に所掌が人の生活や仕事に幅広く関わるため、厚生労働省の所掌する行政課題に関係ない人はいないといっても過言ではない、国民の関心事を所掌しているということも特色だと思っています。どんな方とも共通の話題が持てますし、人の人生に触れる仕事を通じて、自分自身のキャリアや人生を顧みる機会も多いです。生きていく過程では自分自身や周りの大切な人にも思わぬことが起きることもあります。ここでの仕事に注力することで自分や周りの助けにつながるというようなやりがいを感じることもあります。

人がより良く働くことを支える仕事

景気の悪化等により人々が失業することを防ぐため、仕事のない従業員を解雇せず雇い続ける企業が負担する賃金の一部を助成する雇用調整助成金という制度があります。不況期に担当係長として、多いときは1日に100人近い業界団体の幹部や業所官庁から業況を聞きながら制度拡充や利用促進による失業予防に努めました。時を経てコロナ禍でもこの制度は活用され失業予防に奏効しましたが、あまりにコロナ禍が長期間に渡ったため「給料をもらえることは有り難いが長い間仕事をしないと不安になる」という戸惑いの声も聞きました。人が働くことには、生活の糧を得るという以外に様々な意味があることを痛感しました。「働きやすさ」のみならず「働きがい」を感じ、自らの成長を実感しながら人生の多くの時間を占める仕事の時間がより良くなることは、人生をより良くすることでもあると思っています。そのようなことから、現在、リ・スキリング等人々の能力開発に一層力を入れています。特に個人が自律的に自らのキャリアを考え、学び・学び直しを生涯通じて続けていくことが、これからの当たり前になるように様々な対策を考え進めています。

パンフレットを手にとっているあなたへ

今の立場で嬉しいことの一つは職員の成長をリアルに実感する機会が多いことです。自信なげだったりまた思い詰めた様子で懸案の相談をしてきた職員が、数ヶ月後には少したくましくなっていたり、クリアした懸案を思い出しながらみんなで笑い合ったり……。そのような仕事の輪の中に新しい仲間を迎え、その仲間が成長していくことを見ることは組織として上司として働く醍醐味です。さらに社会が大きな変化を遂げて行く今後、「当たり前」にしたい理想のある方々に、厚生労働省にいらしていただきたいです。なお、自分が就職活動をしていた時のことを振り返ると、気持ちばかり焦って時々情報に翻弄されていたような気がします。人生も仕事も長期戦ですので、流されずに自分のやりがいに近づく選択ができるような時間にしていただければいいと思います。

働き方改革×休み方改革

厚生労働省は、民間企業の働き方改革を推進するとともに、厚生労働省で働く職員のための改革にも取り組んでいます。職員の心身の健康を大切にしながら、一人ひとりの業務が生み出す価値を最大化し、国民生活を支える行政機関としての責務を果たすため、これからも改革を続けていきます。

働き方改革の目標

在庁時間の縮減

原則20時までに退庁
17時15分以降の会議の禁止 など

テレワークの活用促進

ソフトウェアトークン、
ビジネスチャットツールを導入済み

フレックスタイム制、 早出・遅出勤務の活用促進

国会对応等の場合に、早出・遅出勤務を活用し、
原則として11時間の勤務間インターバルを確保

休み方改革の目標

マンスリー休暇

毎月1日以上/の年次休暇（マンスリー休暇）を取得

長期の夏季休暇取得

夏季休暇（3日）と年次休暇により
連続1週間以上の休暇を取得

その他の休暇

GW・年末年始に、マンスリー休暇とは別に、
1日以上/の年次休暇を取得
勤続期間が満5年に達した以降5年ごとに、
連続1週間以上の休暇（節目休暇）を取得

「おかげさまで」の日々

現職の「政策調整委員」は課長補佐の最終盤のポスト。国会对応や各局との調整を担う、部局の実質的な司令塔です。正直、今の自分一人では担えません。自分が不在の場合に二重・三重にフォローしてくれる体制のおかげで、キャリアパスとして必要な経験をさせてもらえ、日々感謝しています。

課長補佐時代は概ね30代前半～40代前半。働き盛りの一方で、育児や家族の介護が必要となり始める時期と重なります。様々な制度を活用し、部局や家庭内でやりくりをして業務を担っている職員が多くいて、全省的に仕事と家庭の両立を前提とした働き方が一般的になってきています。

自分自身、自分の子どもを通して「持続可能な社会保障」は「地続きの未来をつなぐ」ことだと実感し、厚生労働省の仕事に改めてやりがいを感じています。

申し訳なさはいつも心の片隅にあります、自分もライフステージが進めばサポートする側に回れると思い、今は「おかげさまで」の毎日です。

田中 奈緒子

たなか なおこ

平成22年入省

大臣官房 人事課 課長補佐（政策調整委員）

障害保健福祉部、内閣官房への出向、職業安定局、政務官秘書官等を経て、第1子を出産。約6ヶ月の育児休業を取得。コロナ本部物資班、年金局を経て第2子を出産。約1年4ヶ月の育児休業を取得後、現職。



厚生労働省
5号館保育室

省内の保育室を
利用している
職員もいます！

利用した制度

妊婦健診休暇、産前産後休暇、育児休業（第1子出産後に約6ヶ月、第2子出産後に約1年4ヶ月）、保育時間（1時間・第1子が1歳になるまで）、育児時間（9:30～17:15勤務・第1子出産～現在まで）、子の看護休暇、テレワーク 等

仕事と家庭の両立支援制度

性別や家庭の事情に関わらず、職員の誰もがやりがいを感じながら、個人のライフステージに応じて柔軟に働き続けられる職場環境が求められています。厚生労働省では、多様な両立支援制度とそれらを利用しやすい環境の整備により、仕事と家庭生活の調和を推進しています。

主な両立支援制度

不妊治療をする場合 出生サポート休暇

不妊治療の通院等のために、5日以内（体外受精や顕微授精を受ける場合は10日以内）で取得

出産する場合 産前・産後休暇

産前6週間、産後8週間の期間に取得

妻が出産予定 又は出産した場合 配偶者出産休暇

妻の出産や入退院時の付き添い等のために2日以内で取得

妻が6週間以内に出産予定 又は出産後1年以内の場合 育児参加のための休暇

生まれた子や上の子を養育するために5日以内で取得

1歳未満の子どもを養育する場合 保育時間

1日2回それぞれ30分以内の時間で保育のための時間を取得

3歳未満の子どもを養育する場合 育児休業

配偶者の就労状況に関わらず取得可能

小学校就学前の子どもを養育する場合 育児短時間勤務 育児時間

勤務形態を選択し、勤務時間の始め又は終わりに、1日につき短時間で勤務する 2時間以内で育児のための時間を取得

小学校3年生までの子どもの 看護等を行う場合 子の看護等休暇

年5日まで取得可能（対象となる子が2人以上の場合は年10日）

小学校就学前の子どもを養育、 又は父母などを介護する場合 早出・遅出勤務

始業・終業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務

配偶者、父母、子、配偶者の 父母などを介護する場合 介護休暇

6か月の範囲内で取得



八木 良親

やぎ よしちか

平成29年入省

労働基準局 労働関係法課 課長補佐

子ども家庭局、健康局、雇用環境・均等局、大臣官房会計課等を経て、現職。令和5年に第1子が誕生し、約3ヶ月の育児休業を取得。

利用した制度

配偶者出産休暇、育児休業（第1子誕生後に約3ヶ月）、
育児参加のための休暇、子の看護休暇、テレワーク

育児休業を取得して

男性が育児休業を取得するのはまだまだ難しいのでは？と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、厚生労働省ではそんなことはありません。令和5年度の男性職員の取得率は97.2%となっており、希望する職員が取得できる状況になっています。私自身も、ある程度まとまった期間で取得したいと考えていましたが、当時所属していた課の上司・同僚の皆様からは快く後押しいただきました。

育児休業期間中、第1子ということで夫婦ともども右も左もわからず、思考錯誤の日々でしたし、想定していなかった事態もありました。それでも親族の力も借りながら、また妻と様々なことを共有しながら、一緒に育児に専念できたことは非常に有意義な期間だったと思います。子どもへの公的支援についても当事者になって初めて気づくこともあり、国家公務員としても実りある期間でした。育児休業後も、課の皆様の配慮をいただきながら、子の看護休暇やテレワークなどを利用しながら柔軟に業務に取り組むことができています。



採用実績

※()は女性の数を示します。

※出身地、出身大学ともに全国に広がっています。学部卒／大学院卒(文理や専攻分野問わず)、社会人経験者など、幅広く採用しています。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
31(13)	36(15)	38(16)	35(16)	36(19)	36(19)	32(15)

Q&A

Q どのような人材を求めていますか。

厚生労働省の業務は、1億2千万人超の国民一人ひとりの生命に直結しています。また、扱う予算は一般歳出の約6割を占め、社会保障や労働といった我が国の盛衰を左右する重要な分野を所管しており、少子高齢化、人口減少、技術革新、グローバル化等の構造的な変化の中で、前例のない課題の解決を求められます。そのため、たとえ困難に直面しても、人々の幸せとよりよい社会の実現のために全力を尽くす「使命感」、多様な意見に耳を傾けるとともに、現場の人々の思いに心を寄せられる「共感力」や「想像力」、そして、視野を広く持ち、実際に足を動かし、人を巻き込み、課題解決へと導く「好奇心」や「行動力」。これらを持った(将来持ちうる)人材を求めています。他方で、多様な価値観を持つ人々の生活を支えるべく、チームで業務に取り組む省であることから、組織としての多様性も重視しています。

上記の観点から総合的に勘案して、「人物本位」の採用を行っています。また、障害の有無等は採用に関係ありません。(なお、障害のある方には、障害に応じて面接時などに必要な配慮を行っています。)

Q 研修制度について教えてください。

A まず、入省直後に厚生労働省独自の「初任研修」が行われます。本省職員や現場職員による講義、演習、ハローワークなどの現場見学等を通じて厚生労働行政に関する理解を深めるとともに、グループワーク等を通じて職員同士の一体感を醸成することを目的としています。

その後、入省後数年の間に、霞が関を離れ、現場の第一線で厚生労働行政に携わる、地方自治体の福祉事務所等における研修や労働局研修があります。これは、厚生労働行政官として業務に取り組む上で必須である現場感覚を養うための研修です。

また、入省年次を問わず参加できる研修として、PCスキルに関するもの、広報力向上を目指すもの、研究機関による講義などが、定期的に開催されています。

このほか、外部有識者による講演会、有志の勉強会や現場見学なども頻繁に行われており、自己啓発の機会には事欠きません。

Q 海外・地方勤務や他府省庁、民間企業への出向はありますか。

A 厚生労働行政の重要性が高まるにつれ、省外における厚生労働省職員の活躍の場はますます広がっており、本人の希望に応じて、1～3年間の期間で厚生労働省の外で活躍する機会が複数回用意されています。派遣先は海外(留学や在外公館、国際機関等)、地方自治体、他府省庁、民間企業、研究機関や大学など、多岐に渡ります。多様な機会を活用し、あなた自身のキャリアを描くことができます。

Q 総合職と一般職の業務内容の違いについて教えてください。

A 総合職は政策の企画・立案や省内外の調整、一般職は総務や会計といった事務や事業の運用の業務が主となります。ただし、厚生労働省では技術系職員も含めた様々な職種の職員がチームとなって仕事を進めていくため、その能力と適性に応じて柔軟に役割分担が行われています。

また、一般職はある程度行政分野が限定されて配属されますが、総合職は医療、福祉、社会保険、労働のすべての分野に携わるため、ジェネラリストとして分野横断的な視座から厚生労働省を牽引することが求められます。

Q 総合職事務系として入省するに当たり、国家公務員試験には法律、経済、教養など複数の区分がありますが、試験区分によって入省後の業務は異なりますか。

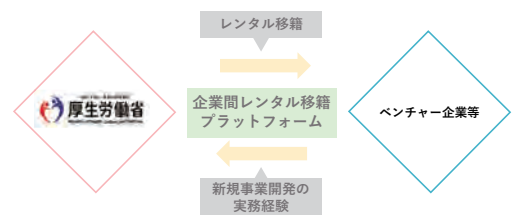
A 総合職事務系(院卒区分:行政、法務、大卒区分:政治・国際・人文、法律、経済、教養)で採用された職員は、入省後は厚生労働省の中核を担うべき職員として、試験区分に関わらず多様な業務を行います。

Q 配属先はどのように決まるのですか。

A 本人の能力と適性、毎年度行われる意向調査等を総合的に考慮して決定しています。必ずしも希望の部署に毎回配属されるわけではありませんが、厚生労働行政のどの分野に配属されても、人と暮らし、そして日本の未来を支える仕事ができます。また、幅広い分野を経験し、専門性と総合力を兼ね備えた人材を育成するという視点も、配属を決定するに当たっての重要な要素です。

「レンタル移籍」とは？

企業間レンタル移籍プラットフォームを活用し、厚生労働省に在籍したまま、一定期間、ベンチャー企業等でプロジェクト等を担当する研修制度。



特集

厚生労働省改革

～さまざまな改革を進めています～

①省内業務の見直し

省内システムの刷新

令和5年に、職員の声を踏まえて、さらに利便性を向上させるよう、省内ITインフラを大幅に改善するとともに、業務効率化に資するツールの導入・活用促進を随時進めています。業務連絡・共同編集・アンケートなどに係るデジタルツールを積極的に活用することで、職員一人ひとりが動きがいを感じられるような「新たな働き方」の実現を目指しています。

業務の効率化

省内では、国会答弁の作成や調整におけるビジネスチャットツールの活用やペーパーレス化、業務上訪問の多い国会・議員会館への定期運航便の導入など、特に業務量の多い国会関係業務の効率化を進めています。また、省内幹部への相談も含め、ペーパーレス化やWeb会議システム活用の検討・試行を進め、省内業務全体の効率化・負担軽減を実現する取組を進めています。

業務の自動化・外注化

業務の自動化・外注化や、業務プロセスの見直しに不断に取り組んでいます。例えば、RPA(Robotic Process Automation)により、法令改正作業・資料作成業務の一部を機械で代替する取組を進めるとともに、審議会等の準備作業のアウトソーシングや、業務上の文書のペーパーレス化を進めています。このような取組の積み重ねにより、職員が政策立案業務に集中できるような環境を作っています。

②オフィス環境改善

オフィス改革プラン

昨年4月に大臣・事務方幹部も出席する厚生労働省オフィス改革推進会議を開催し、厚生労働省を若い人たちにも魅力的で仕事しやすい職場環境とするため、「オフィス改革プラン」を策定しました。その一環として「厚生労働省オフィス改革プラン省内コンテスト」を実施し、優れたプランに対してプラン実施のための支援を行うなど、省内のオフィス環境改善を進めています。

快適なオフィス環境の整備

執務環境の改善とあわせてペーパーレス化を進め、快適な職場環境を実現しています。



打ち合わせ内容や人数に応じた柔軟なレイアウト変更を可能とし、コミュニケーションの活性化を推進しています!



③職員へのキャリア支援、若手職員に対するケア

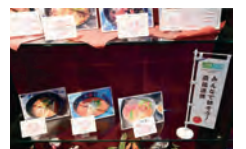
若手職員へのキャリア支援：1on1ミーティング、メンター制度

1 on 1 ミーティングでは、上司と部下による1対1の定期的な対話時間を設け、上司によるマネジメントの基盤強化・職員の育成支援を推進しています。メンター制度では、若手職員に対して「メンター」を必ず一人つけることで、気軽にキャリアや悩みが相談できる環境を整えています。

多様な自己啓発の機会：とびだす“R”ラボ

職員自らが企画の提案を行い、研修を実現していく「職員提案型」の仕組み「とびだす“R”ラボ」を令和3年から運営しています。現場の支援者や当事者との意見交換等を通じて、職種の枠・担当している業務の枠を超えた実際の現場の想いや実践的な学びを得るための勉強会などが企画・実現されています。

これまでに、病気と差別の歴史について当事者の声から学ぶ企画、日常の疑問を「哲学対話」の手法で話し合う企画、デンマークの例から自らの「休み方・働き方」を見つめ直す企画のほか、厚生労働省内のレストランに、障害者等の方が農業に参画して収穫された野菜を使ったメニューを取り入れたフェアも実施されています。



▲厚生労働省内のレストランに農福連携の野菜を使った特製メニューが並びました!

若手職員に対するきめ細やかなケア：エンゲージメントサーベイ

個々の職員の意欲やエンゲージメントを毎月確認する「エンゲージメントサーベイ」の取組を進めています。

※エンゲージメント:組織や仕事に対して自発的な貢献意欲をもち、主体的に取り組んでいる心理状態。

Pick up

厚生労働省改革若手チーム

「厚生労働省改革若手チーム」では、様々な職種の職員が集まり、省内から幅広く募った意見を踏まえつつ、若手の目線から、厚生労働省の業務効率化や、職場環境、広報等をより良くしていくための活動を行っています。検討結果は、大臣はじめ省幹部も出席する「厚生労働省改革実行チーム」で提言するなど、組織としての改革実現につなげています。



▲若手チーム定例ミーティングの様子(オンライン・対面のハイブリッドで実施しています!)

Glocal Destination

Japan



地方自治体・地方労働局への 出向状況（2025年3月1日時点）

1 北海道	北海道庁 保健福祉部子ども応援社会推進監 北海道庁 経済部労働政策局産業人材課長
2 山形県	山形県庁 健康福祉部医療政策課長
3 群馬県	群馬県庁 生活こども部副部長
4 埼玉県	行田市役所 健康福祉部長 川口市役所 福祉部長(兼)社会福祉事務所長
5 千葉県	千葉市役所 保健福祉局次長 船橋市役所 健康福祉局長 柏市役所 健康医療部健康政策課長 松戸市役所 福祉長寿部長
6 東京都	東京都庁 産業労働局雇用就業部就業推進課長 多摩市役所 健康まちづくり担当部長 杉並区役所 杉並福祉事務所荻窪事務所
7 神奈川県	相模原市役所 こども・若者未来局長
8 新潟県	新潟県庁 産業労働部しごと定住促進課長
9 富山県	富山県庁 商工労働部労働政策課長
10 石川県	石川県庁 能登半島地震復旧・復興推進部長
11 山梨県	甲府市役所 保健衛生部保健衛生総室長
12 静岡県	静岡市役所 保健福祉長寿局健康長寿推進監 (兼)地域包括ケア・誰もが活躍 推進本部長(兼)理事
13 愛知県	愛知県庁 副知事 春日井市役所 こども未来部長

14 三重県	三重県庁 医療保健部医療政策課長 三重労働局 職業安定部長
15 滋賀県	滋賀県庁 健康医療福祉部障害福祉課長 草津市役所 健康福祉部(兼)子ども未来部理事 長浜市役所 副市長
16 京都府	京都府庁 健康福祉部副部長(子育て・福祉担当) (兼)こども・子育て総合支援室長
17 大阪府	大阪府庁 福祉部高齢介護室介護支援課長 豊中市役所 副市長
18 奈良県	生駒市役所 福祉部次長
19 和歌山県	和歌山県庁 福祉保健部福祉保健政策局 長寿社会課長
20 鳥取県	鳥取県庁 子ども家庭部家庭支援課長
21 岡山県	倉敷市役所 保健福祉局健康福祉部参事 (兼)健康長寿課長
22 広島県	広島市役所 健康福祉局保健部医療政策課長
23 山口県	山口労働局 総務部長
24 香川県	香川県庁 健康福祉部子ども政策推進局 子ども家庭課長
25 愛媛県	愛媛県庁 経済労働部産業雇用局労政雇用課長
26 福岡県	福岡県庁 福祉労働部労働局労働政策課長 北九州市役所 政策局政策部長
27 熊本県	熊本県庁 健康福祉部子ども・障がい福祉局 子ども未来課長
28 大分県	大分県庁 福祉保健部医療政策課長(兼)高齢者福祉課参事

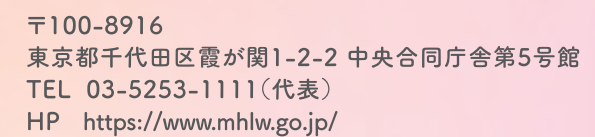
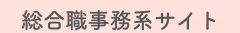
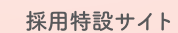
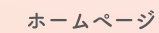


海外勤務・留学状況 （2025年3月1日時点）

1 スtockホルム	在スウェーデン日本国大使館一等書記官
2 ロンドン	在英國日本国大使館一等書記官 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(留学)(2名) ロンドン大学クイーンエアリー校(留学)
3 オックスフォード	オックスフォード大学(留学)(3名)
4 パリ	在フランス日本国大使館一等書記官 在パリOECD日本政府代表部一等書記官(2名) OECD雇用労働社会問題局 雇用分析・政策課労働市場エコノミスト OECD雇用労働社会問題局社会政策課エコノミスト
5 ベルリン	在ドイツ連邦共和国日本国大使館一等書記官(2名)
6 ブリュッセル	在ブリュッセルEU日本政府代表部一等書記官
7 ジュネーブ	ILOアジア太平洋地域総局長 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官 ILO多国間パートナーシップ・開発協力局 開発協力担当官 ILO労働条件・均等局 ジェンダー・平等・多様性・包摂部JPO
8 北京	在中華人民共和国日本国大使館一等書記官
9 デリー	在インド日本国大使館一等書記官
10 バンコク	在タイ日本国大使館一等書記官
11 ハノイ	JICAベトナム労働・傷病兵・社会問題省 チーフアドバイザー
12 プノンペン	WHO西太平洋事務局カンボジア国事務所 ヘルスシステムコーディネーター
13 クアラルンプール	在マレーシア日本国大使館一等書記官
14 ジャカルタ	JICAインドネシア・労働省労働政策アドバイザー 在インドネシア日本国大使館一等書記官 ERIA(東アジア・アセアン経済研究センター)
15 ニューヨーク	コロンビア大学(留学)
16 ワシントン	在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官(2名)
17 ボストン	ハーバード大学(留学)
18 ロサンゼルス	カリフォルニア大学ロサンゼルス校(留学)
19 バークレー	カリフォルニア大学バークレー校(留学)



職員が一丸となって、
国民にとってあるべき厚生労働行政を推進していく。
その想いの支柱として掲げられたキャッチフレーズです。
厚生労働省は、現在だけでなく「みらい」にわたって、
この国に生きるすべての「ひと」と
その「くらし」を見つめ、守り続けます。



MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
TEL 03-5253-1111 (代表) <https://www.mhlw.go.jp/>